



返戻金に関する事項

入社日から一定の期間内に、求職者が本人の責に解雇、または自己都合により退職した時は、求人者より受領した紹介手数料の一部を下記の通り求人者に返還いたします。

(1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後 1 ヶ月を超えて 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

有限会社 T a k a r a ・ J a p a n

